

女性障害者とジェンダーをめぐる状況 —ソーシャルワークに求められるものとは—

○ 岩田千亜紀 (008828)

女性障害者 ジェンダー ソーシャルワーク

1. 研究目的

伊藤(2004)は『女性障害者とジェンダー』の中で、「障害者福祉の分野においても、フェミニズムの分野においても、女性障害者に焦点を当てた先行研究がほとんどない」という当時の状況を記している。そのため、伊藤は聞き取り調査を行い、女性障害者が自立生活で抱える諸問題として、(1)女性障害者の子育てをも含む支援・援助体制の未整備という問題、(2)ドメスティックバイオレンス、セクシュアルハラスメントという問題、(3)家事役割は女の役割という性別役割観を女性障害者が内包しているという問題があると記している。そして、それらの問題発生背景にある要因として、(1)障害者差別を禁止する法律がないこと、(2)女性役割と障害者役割の二重の内包化、(3)就労・所得保障が不十分であること、教育を受ける機会が制限されていることの三点を挙げている。

伊藤が同書を記してから、今年で17年が経過した。伊藤が同書で記したような「女性障害者とジェンダー」の現状は、当時と比べて変化したのだろうか。本研究では、「女性障害者とジェンダー」をめぐる現在の状況を整理し、ソーシャルワークに求められるものについて検討を行うことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、伊藤(2004)が『女性障害者とジェンダー』を記した当時と現在の状況についての比較を行う。そこで、本研究では、伊藤(2004)に倣い、特に(1)女性障害者の子育て支援・援助体制の現状、(2)性暴力被害の状況について整理を行う。さらに、ソーシャルワークに求められるものについて検討を行う。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究を行う。日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守し、先行研究の引用方法や研究成果の公表について十分な配慮を行う。なお、参考文献は抄録では簡略化し、当日の発表資料において文献リストを付け加える。

4. 研究結果

1) 女性障害者の子育て支援・援助体制の現状

まず、女性障害者の子育てについての研究動向を見ていきたい。土屋(2017)が述べ

ているように、近年の障害のある人・子どもと家族の研究は、(1)障害のある子どもを持つ親に関する研究、(2)障害がある人がつくる家族に関する研究、(3)障害者世帯における貧困問題の研究の3つに分けられる。そのうち、たとえば発達障害と子育てについての研究では、そのほとんどが(1)に関するものであり(2)については乏しい現状にある(岩田 2015)。支援制度については、障害者権利条約の批准(2014年)、発達障害者支援法の改正(2016年)によるライフステージを通じた切れ目のない支援の追加、障害者差別解消法の制定(2016年)など、様々な整備が進められてきた。それに従い、「子ども家庭支援センター」などでは、成人の発達障害に関する支援者の研修機会が増加するなどの変化が見られる(岩田 2020)。しかし、その一方で、支援に繋がったとしても、健常者である母親と同じことを求める支援者の言動に苦しむ母親の存在や、地方では女性障害者が支援に繋がることが難しい状況にあるなどの問題も依然として存在している(岩田 2015)。

2) 性暴力被害の状況

近年、障害者への性暴力の実態に関する調査や研究がいくつか行われている(DPI 女性障害者ネットワーク 2012、岩田・中野 2019 など)。2004年にDV防止法の改正が行われ、障害がある被害者に対する支援の方向性が初めて明記された。しかし、それ以降、障害や性暴力被害に関連する国内の法律や政策において、障害のある性暴力被害者にかかわる側面については、ほとんど明記されてこなかった。障害のある性暴力被害者が相談支援に繋がるとは難しく(岩田・中野 2019、岩田 2021)、さらに相談支援に繋がったとしても、保護施設がバリアフリーでないため入所を断られたり、セキュリティが整っていない福祉施設に入所させられるケースもある(堀 2011 など)。一方、2020年6月に定められた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、障害のある性暴力被害者への支援が盛り込まれるようになるなど、課題解決に向けての動きが展開されつつある。

5. 考察

「女性障害者とジェンダー」をめぐる状況は、伊藤(2004)が『女性障害者とジェンダー』を記した当時と比べて、政策や制度については整備が進められつつある。しかしその一方で、女性障害者の子育て支援・援助体制は、十分整備されているとは言い難い。障害のある性暴力被害者支援においても、支援機関・相談機関や法制度などに様々な支援課題が残されている。まさに、これらの諸課題は、「社会福祉のジェンダー研究が障害のある女性の存在や経験を排除してきた」(須藤 2020)ことに起因すると考えられる。伊藤(2004)は、「女性障害者が「障害」をもつ一人の女性として、地域でより快適に生きることができるようになるためには、障害者福祉研究とジェンダー研究の接合、そして障害者施策と女性施策の両面からのアプローチが急務だと感じています」と述べている。ソーシャルワークには、女性障害者が抱える複合的・交差的な問題を認識しながら、交差的アプローチを推進することが求められる。